



平成 23 年 11 月 11 日
都市局公園緑地・景観課

屋外広告物法第 23 条第 1 項の規定に基づく報告の徴収について

屋外広告物法に基づく登録試験機関である社団法人全日本屋外広告業団体連合会(日広連)が平成 23 年 10 月 23 日に実施した屋外広告士試験において、実技試験のうち「屋外広告物の設計」の科目で、設計条件として示した看板重量の数値の設定に誤りがあったという出題ミスが生じたので、本日、同連合会に対し、同法第 23 条第 1 項に基づき、詳細な事実関係及び再発防止策を含む今後の方針について報告を徴収することとしましたのでお知らせします。

※出題ミスの具体的内容については別紙参照 (登録試験機関(日広連)公表資料)

(問合せ先)

都市局公園緑地・景観課

課長補佐 石井 (内線:32982)

代表番号: (03) 5253-8111

夜間直通: (03) 5253-8954

国 都 景 歴 第 1 6 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日

社団法人全日本屋外広告業団体連合会
会 長 高 橋 公 比 古 殿

国土交通大臣 前 田 武 志

試験事務の実施状況に関する報告について

屋外広告物法(昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号) 第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、
貴連合会における試験事務の実施状況について、下記の通り報告を求める。

記

1. 報告を求める事項

平成 2 3 年 1 0 月 2 3 日に実施された屋外広告士試験のうち、実技試験の「屋
外広告物の設計」科目において、出題ミスがあった件について

- (イ) 詳細な事実関係とこのような事態が発生するに至った原因及び背景
- (ロ) 再発防止策を含む今後の方針

2. 報告の期限

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日 (金)